

『Kマスター憲法』(KU16021) 訂正表

2016年07月12日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 279	上から 15 行目	誤	<u>憲法 68 条 第 2 項 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて 10 日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</u>	2016/07/12
		正	<u>憲法 68 条 第 2 項 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</u>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。